

厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）

「都市と地方における地域包括ケア提供体制の在り方に関する総合的研究」

平成 25 年度分担研究報告書

地域の経済状況と高齢者の就業・収入等の動向

研究分担者 金子能宏（国立社会保障・人口問題研究所 社会保障基礎理論研究部部長）

酒井 正（同部第 2 室長）

佐藤 格（同部第 1 室長）

【研究要旨】

地域包括ケアを推進するうえで不可欠となる地域の経済資源や人的資源の状況を把握するために、都道府県別のデータを用いて、地域の経済状況や高齢者の就業・家計の状況を観察し、それらを規定する要因について簡単に考察した。

県民経済計算に基づいて、県の県内総生産の値について、上位・下位それぞれ 5 県の推移をみると、人口規模に比例して総生産額の順位が決定されていることがわかる。その一方で、1 人当たり県内総生産の値は人口規模以外にも生産活動と居住地との関係が影響し地域格差が生じるが、その格差は近年縮小傾向が見られる。県内総生産額の値と国内総生産額の都道府県平均(国内総生産額を 47 で割った単純平均)の値との差額をみると、東京・大阪・名古屋といった 3 大都市圏とその周辺地域においては平均を上回る生産額の値となる一方で、それ以外の地域は一部の例外を除けば軒並み全国平均を下回る値であり、3 大都市圏の産業に大きく依存している構造がわかる。このように生産活動とその分配（賃金・給与等の雇用者報酬）には、人口規模、産業集中、生産活動と居住地の差などの要因により格差が見られる。

このような地域差のある経済状況の下で、高齢者の就業についてみると、男女ともに長野県で 65 歳以上の就業率が高い。男性では、他に、東京、山梨、島根といった都道府県で高齢者の就業率が高い一方、女性では、岐阜、愛知、福井、高知といった都道府県で高齢者の就業率が高く、一般的に中部地方の高齢者就業率が高い。また、簡単なパネル推計を行った結果、第三次産業従業者割合が高くなると高齢者の就業率が低くなる傾向が見られた一方で、雇用形態は高齢者の就業率に必ずしも影響していなかった。今後の高齢者就業の状況には、地域の労働需給やその他の地域特有の要因（県民性等）に加え、地域の産業構造の動向も密接に関わって来ることが予想される。

A. 目的

地域包括ケアの推進にあたっては、地域の経済資源を最大限活用することが不可欠である。そのためには、地域によってどの程度、経済状況や就業状況に差があり、今後、それらがどのように推移して行くのか把握することが前提となる。このことは、地域包括ケアの主な受益者となる高齢者やその家族がおかれている（おかれうる）状況を理解することに繋がる。本研究では、都道府県別のデータを用いて、地域の経済状況の差異や高齢者の就業状況の差異を観察する。また、それらを規定する要因についても簡単な考察を加え、今後の地域の経済状況や高齢者の就業状況への示唆を得る。

B. 方法

1. 県民経済計算に基づく地域経済の状況把握

県民経済計算における県内総生産と県民所得のデータを用いて、各県の経済活動の様子を見てみることにしよう。

表1では各県の県内総生産の値について、上位・下位それぞれ5県の推移を示している。東京都・大阪府・愛知県・神奈川県は10年間を通じて1～4位の順番に変化はなく、また2001年と2002年には6位だったものの、それ以降はずっと埼玉県が5位となっている。一方下位の県にも動きはなく、鳥取県・高知県・島根県・徳島県・佐賀県の順に生産額の値が低くなっている。またその中でも東京都は圧倒的に大きな値を示しており、最も値の小さい鳥取県との比をとると、鳥取県の県内総生産の40倍以上の値を示していることがわかる。

	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
北海道	20,578.6	20,198.5	19,860.1	20,182.6	19,479.8	19,356.7	19,171.6	18,489.0	18,284.3	18,428.4
青森県	4,645.0	4,580.8	4,497.6	4,493.4	4,358.4	4,732.1	4,701.3	4,467.3	4,451.6	4,474.8
岩手県	4,739.6	4,693.6	4,645.1	4,636.6	4,507.9	4,555.7	4,501.9	4,266.2	4,171.6	4,097.0
宮城県	8,847.2	8,623.0	8,582.6	8,531.5	8,560.2	8,620.7	8,389.8	8,087.8	8,027.7	8,045.3
秋田県	3,994.7	3,932.5	3,889.4	3,834.4	3,761.0	3,831.3	3,749.3	3,547.1	3,521.6	3,526.1
山形県	4,073.4	4,021.4	3,950.3	3,986.0	3,937.6	4,009.6	4,153.9	3,835.7	3,633.8	3,739.1
福島県	8,004.6	7,840.1	7,617.8	7,900.5	7,771.3	7,892.4	7,819.0	7,408.9	7,112.9	7,126.3
茨城県	11,218.2	11,294.4	11,397.9	11,191.3	11,260.8	11,538.7	11,984.8	11,434.1	10,733.7	11,188.5
栃木県	7,982.9	7,942.3	7,933.9	8,137.8	8,175.7	8,299.5	8,295.0	7,853.6	7,645.4	7,807.8
群馬県	7,723.2	7,725.5	7,822.0	7,736.4	7,640.8	7,755.3	7,868.4	7,430.9	7,180.8	7,427.8
埼玉県	20,270.7	19,999.7	20,132.0	20,559.8	20,762.6	21,059.2	21,129.1	20,368.8	19,985.4	20,108.4
千葉県	19,089.8	19,052.4	19,146.0	19,327.0	19,426.7	19,750.2	19,892.2	19,206.4	19,098.5	19,006.0
東京都	93,476.0	92,849.5	94,038.9	96,607.6	98,058.9	98,681.8	99,270.1	96,550.9	91,534.1	91,139.3
神奈川県	30,765.0	30,239.9	30,740.7	30,808.0	31,147.3	31,951.0	32,048.6	30,892.5	29,468.2	29,757.1
新潟県	9,425.8	9,257.5	9,174.6	9,339.6	9,363.7	9,235.6	9,137.1	8,715.7	8,510.5	8,606.8
富山県	4,805.3	4,807.9	4,897.7	4,896.0	4,887.5	4,862.3	4,805.2	4,546.6	4,192.2	4,370.4
石川県	4,928.1	4,816.9	4,706.0	4,741.0	4,727.2	4,759.0	4,802.1	4,547.7	4,261.6	4,265.0
福井県	3,467.8	3,439.9	3,413.4	3,341.2	3,413.3	3,425.9	3,452.3	3,314.1	3,241.8	3,302.8
山梨県	3,190.4	3,151.0	3,132.3	3,161.3	3,154.6	3,217.6	3,218.2	3,108.9	2,928.1	3,123.3
長野県	8,445.4	8,167.3	8,078.8	8,200.7	8,462.9	8,387.3	8,492.4	8,109.9	7,848.4	8,024.1
岐阜県	7,620.6	7,572.7	7,623.0	7,526.3	7,545.6	7,748.5	7,703.3	7,375.9	7,015.7	7,093.4
静岡県	16,109.5	16,505.3	16,366.8	16,535.0	17,043.3	17,291.2	17,168.4	16,384.2	15,314.5	15,765.6
愛知県	33,174.0	33,651.1	33,404.6	34,472.9	35,391.4	36,734.5	37,543.4	33,377.6	32,121.8	31,642.3
三重県	7,042.9	7,091.5	7,207.3	7,470.0	7,577.7	7,928.9	8,191.9	7,435.4	7,128.6	7,368.1
滋賀県	5,893.3	5,944.8	6,006.6	6,124.5	6,088.1	6,245.0	6,227.0	6,041.9	5,857.0	6,013.9
京都府	9,598.2	9,704.8	9,757.4	10,000.5	9,975.7	10,028.9	9,926.1	9,626.1	9,329.8	9,372.6
大阪府	40,091.6	39,026.2	38,700.0	39,027.1	38,917.2	39,056.5	39,651.9	38,507.3	36,355.4	36,384.3
兵庫県	19,683.7	19,393.4	19,078.3	19,262.8	19,145.0	19,580.6	19,311.7	18,988.6	17,731.8	18,346.2
奈良県	3,925.6	3,961.0	3,907.3	3,878.3	3,875.9	3,865.0	3,798.8	3,671.7	3,476.7	3,551.8
和歌山県	3,652.6	3,609.3	3,589.2	3,602.0	3,717.4	3,739.1	3,671.1	3,527.7	3,349.0	3,503.4
鳥取県	2,227.0	2,133.0	2,137.8	2,177.3	2,101.9	2,146.3	2,078.0	1,981.1	1,910.3	1,836.2
島根県	2,642.7	2,591.0	2,556.0	2,538.6	2,446.1	2,441.4	2,478.8	2,325.1	2,321.3	2,325.4
岡山県	7,545.2	7,490.0	7,394.3	7,358.0	7,550.2	7,999.1	7,848.2	7,349.3	7,049.5	7,064.7
広島県	11,339.5	11,090.9	11,257.3	11,248.1	11,554.6	11,420.2	11,633.8	11,379.6	10,706.8	10,808.0
山口県	5,886.3	6,005.8	5,917.3	5,968.0	5,989.7	5,993.0	6,058.0	5,849.2	5,626.0	5,752.2
徳島県	2,892.8	2,878.5	2,987.3	2,982.9	2,882.0	2,836.3	2,799.2	2,773.0	2,742.9	2,820.0
香川県	3,964.1	3,928.4	3,812.6	3,832.9	3,680.0	3,825.5	3,806.0	3,657.6	3,626.6	3,571.2
愛媛県	5,323.3	5,157.5	5,122.2	5,148.5	5,005.5	5,127.0	5,069.4	4,744.6	4,746.7	4,887.9
高知県	2,538.3	2,469.4	2,413.6	2,355.9	2,331.5	2,342.8	2,272.4	2,195.1	2,105.0	2,158.4
福岡県	17,659.2	17,626.0	17,805.1	17,896.6	18,002.8	18,009.9	18,350.9	17,720.5	17,631.6	18,041.9
佐賀県	2,955.8	2,906.4	2,928.4	2,947.6	2,937.7	2,934.2	3,050.1	2,882.7	2,715.7	2,867.6
長崎県	4,557.6	4,553.6	4,492.9	4,470.4	4,374.3	4,425.1	4,473.3	4,363.2	4,357.6	4,377.0
熊本県	5,900.6	5,703.7	5,731.1	5,754.3	5,711.2	5,774.4	5,848.7	5,573.4	5,450.8	5,559.8
大分県	4,531.9	4,494.0	4,600.9	4,647.5	4,475.7	4,510.4	4,509.5	4,448.8	4,120.8	4,293.5
宮崎県	3,531.2	3,527.1	3,603.2	3,589.1	3,492.1	3,523.5	3,563.1	3,496.8	3,492.9	3,496.7
鹿児島県	5,659.5	5,610.2	5,572.2	5,573.3	5,509.8	5,561.0	5,597.2	5,329.8	5,266.3	5,446.1
沖縄県	3,631.0	3,628.6	3,666.5	3,636.2	3,650.4	3,682.1	3,690.7	3,665.5	3,721.3	3,725.6

資料出所：『県民経済計算』に基づき国立社会保障・人口問題研究所の佐藤格が作成。

ただし、これは人口の大きさに比例した面があり、都道府県別人口を見ると、多い順に東京都・神奈川県・大阪府(ただし2005年までは大阪府の方が神奈川県より多い)・愛知県・埼玉県、少ない順に鳥取県・島根県・高知県・徳島県・福井県となっている。総生産についてのみ挙げられている佐賀県の人口は全国42位、人口についてのみ挙げられている福井県の総生産額は全国41位であり、完全に一致しないまでも、人口規模に比例して総生産額の順位が決定されているという面はあるように思われる。

表2 1人当たり県内総生産 (単位: 1000円)

	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
北海道	3,622.990	3,561.090	3,506.990	3,572.140	3,461.230	3,453.480	3,436.390	3,332.540	3,309.970	3,346.970
青森県	3,153.440	3,122.550	3,082.670	3,103.150	3,032.970	3,323.130	3,336.610	3,202.340	3,218.780	3,259.110
岩手県	3,354.270	3,335.890	3,315.530	3,323.750	3,254.810	3,313.260	3,300.540	3,155.440	3,113.110	3,080.420
宮城県	3,734.550	3,639.910	3,622.860	3,605.870	3,627.190	3,655.930	3,564.070	3,443.100	3,418.930	3,426.440
秋田県	3,376.740	3,346.810	3,338.540	3,316.980	3,281.860	3,378.560	3,344.620	3,198.490	3,210.170	3,246.890
山形県	3,282.360	3,253.530	3,211.640	3,256.510	3,238.180	3,321.990	3,467.380	3,228.680	3,084.730	3,198.520
福島県	3,768.620	3,701.630	3,610.350	3,758.590	3,716.540	3,794.440	3,782.760	3,607.070	3,485.020	3,512.240
茨城県	3,751.910	3,781.170	3,818.390	3,752.950	3,785.150	3,879.860	4,031.230	3,848.580	3,614.030	3,767.160
栃木県	3,969.620	3,947.470	3,939.370	4,036.620	4,053.400	4,116.800	4,114.600	3,897.570	3,801.780	3,888.340
群馬県	3,806.390	3,805.680	3,853.180	3,816.660	3,775.090	3,835.440	3,895.270	3,684.160	3,565.440	3,699.120
埼玉県	2,905.360	2,857.100	2,864.540	2,917.930	2,943.380	2,974.890	2,973.420	2,854.380	2,790.870	2,794.770
千葉県	3,197.620	3,176.450	3,175.120	3,196.140	3,207.850	3,246.250	3,250.900	3,121.480	3,090.380	3,057.590
東京都	7,684.020	7,566.580	7,591.130	7,739.750	7,796.690	7,767.780	7,726.510	7,442.450	7,015.180	6,926.000
神奈川県	3,587.760	3,501.610	3,532.600	3,519.710	3,542.680	3,611.920	3,596.120	3,445.910	3,272.060	3,288.800
新潟県	3,814.580	3,760.140	3,737.120	3,819.890	3,851.810	3,816.360	3,794.500	3,637.610	3,568.330	3,625.430
富山県	4,290.450	4,300.430	4,388.610	4,390.990	4,395.200	4,380.460	4,340.760	4,122.030	3,818.040	3,998.540
石川県	4,169.330	4,082.130	3,991.540	4,024.590	4,026.610	4,057.120	4,093.870	3,880.250	3,639.250	3,645.270
福井県	4,178.130	4,154.500	4,127.460	4,054.850	4,152.470	4,177.920	4,225.570	4,071.330	4,002.180	4,097.800
山梨県	3,584.730	3,544.480	3,527.350	3,568.020	3,564.530	3,656.340	3,669.540	3,569.330	3,377.320	3,619.070
長野県	3,800.820	3,687.270	3,655.590	3,717.470	3,853.790	3,831.550	3,892.020	3,732.140	3,630.140	3,728.660
岐阜県	3,609.960	3,588.980	3,612.780	3,570.350	3,581.220	3,681.010	3,661.240	3,512.320	3,355.180	3,408.650
静岡県	4,261.770	4,361.870	4,318.430	4,361.640	4,494.550	4,556.310	4,522.770	4,319.590	4,048.230	4,187.420
愛知県	4,678.330	4,718.990	4,658.940	4,781.920	4,878.200	5,027.300	5,103.080	4,511.090	4,334.340	4,269.640
三重県	3,782.440	3,806.510	3,866.590	4,001.090	4,058.740	4,235.540	4,373.670	3,974.040	3,824.340	3,972.040
滋賀県	4,352.540	4,367.990	4,390.820	4,454.190	4,411.650	4,492.790	4,454.200	4,300.290	4,156.860	4,262.120
京都府	3,623.310	3,664.970	3,682.030	3,773.780	3,767.250	3,790.190	3,755.610	3,646.250	3,538.040	3,555.600
大阪府	4,545.020	4,424.240	4,385.770	4,422.330	4,413.880	4,424.170	4,486.020	4,352.590	4,105.640	4,104.270
兵庫県	3,532.600	3,475.520	3,413.540	3,444.710	3,424.260	3,501.550	3,452.830	3,395.680	3,171.480	3,283.140
奈良県	2,722.330	2,756.400	2,724.790	2,715.920	2,727.550	2,727.570	2,688.450	2,609.620	2,476.310	2,535.190
和歌山県	3,429.720	3,408.260	3,411.810	3,446.870	3,588.220	3,633.760	3,595.580	3,478.980	3,322.420	3,496.390
鳥取県	3,633.010	3,485.230	3,498.900	3,569.280	3,462.730	3,553.530	3,457.610	3,324.020	3,226.840	3,117.440
島根県	3,477.210	3,427.290	3,398.980	3,398.410	3,296.660	3,312.580	3,381.650	3,198.220	3,219.600	3,243.170
岡山県	3,861.420	3,829.250	3,776.450	3,756.000	3,858.030	4,089.540	4,012.350	3,763.070	3,616.970	3,632.240
広島県	3,937.330	3,853.680	3,910.140	3,906.940	4,016.190	3,972.250	4,047.950	3,965.020	3,738.400	3,777.710
山口県	3,864.960	3,959.010	3,918.740	3,973.350	4,011.840	4,038.390	4,104.340	3,989.910	3,856.030	3,964.330
徳島県	3,519.170	3,510.360	3,651.910	3,664.540	3,558.050	3,518.970	3,498.980	3,488.090	3,471.990	3,592.320
香川県	3,878.810	3,851.420	3,745.190	3,772.540	3,636.340	3,791.360	3,783.340	3,646.700	3,630.200	3,585.510
愛媛県	3,572.680	3,473.090	3,458.580	3,490.500	3,409.740	3,511.640	3,488.930	3,283.470	3,300.890	3,415.720
高知県	3,125.950	3,048.640	2,994.590	2,937.580	2,929.060	2,965.620	2,902.190	2,832.330	2,737.320	2,825.150
福岡県	3,510.770	3,497.920	3,529.250	3,543.880	3,564.910	3,561.380	3,625.940	3,500.680	3,481.750	3,557.160
佐賀県	3,374.220	3,325.360	3,358.280	3,388.070	3,392.290	3,399.970	3,546.650	3,367.640	3,183.700	3,373.640
長崎県	3,014.280	3,025.660	2,999.290	3,000.300	2,957.570	3,016.450	3,074.400	3,023.730	3,038.750	3,067.290
熊本県	3,172.350	3,071.450	3,094.540	3,113.820	3,100.560	3,141.690	3,192.500	3,052.260	2,993.320	3,059.880
大分県	3,714.640	3,686.620	3,780.510	3,828.250	3,698.910	3,736.860	3,739.240	3,694.990	3,434.040	3,586.860
宮崎県	3,023.270	3,027.570	3,100.850	3,096.720	3,028.720	3,063.940	3,109.160	3,064.700	3,069.320	3,080.790
鹿児島県	3,175.930	3,158.900	3,148.150	3,161.260	3,143.080	3,188.670	3,229.780	3,096.890	3,076.090	3,192.350
沖縄県	2,736.280	2,716.040	2,726.020	2,687.540	2,680.180	2,689.630	2,686.120	2,660.040	2,686.870	2,674.490

資料出所:『県民経済計算』に基づき国立社会保障・人口問題研究所の佐藤格が作成。

その一方で、表1で示した県内総生産を、その都道府県の人口で除算して求めた1人当たり県内総生産の値(表2)を見てみよう。これを見ると、表1とは多少様相に変化が生じる。東京都・愛知県・大阪府といったところは依然として上位にあるものの、代わって上位に来る県として滋賀県、逆に順位を大きく下げる県として神奈川県・埼玉県・千葉県・奈良県などがある。神奈川県・埼玉県・千葉県といった県には、東京に通勤している者も多く住んでいると考えられる。すなわち、自らの居住している地域の生産に寄与している者も

多い一方で、神奈川県・埼玉県・千葉県等に居住しながら、東京都で生産活動を行っている者も多いことが考えられる。東京都で生産活動を行うための居住地として、東京都の周辺地域を選択していれば、当然その地域の人口は大きくなる一方で、居住地域における生産への貢献は小さくなるため、分子である生産額に比べて分母である人口が大きくなり、結果的に順位を大きく下げたものと考えられる。奈良県も同様に、奈良県に居住しつつ、大阪府で生産活動を行っている者が多いことが考えられる。また、依然として東京都が非常に大きな値を示しているものの、格差はかなり縮小していることがわかる。

表3 1人当たり県民雇用者報酬

	(単位：1000円)									
	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
北海道	2,016.693	1,964.829	1,920.930	1,896.566	1,837.891	1,812.063	1,803.321	1,786.218	1,743.880	1,758.115
青森県	1,615.870	1,595.386	1,538.681	1,510.076	1,545.525	1,537.005	1,540.121	1,531.253	1,491.412	1,494.793
岩手県	1,780.350	1,697.453	1,645.700	1,609.530	1,609.613	1,610.943	1,646.792	1,637.050	1,596.324	1,592.243
宮城県	1,998.550	1,976.134	1,876.633	1,841.979	1,809.681	1,797.380	1,719.744	1,721.729	1,755.805	1,765.705
秋田県	1,648.757	1,591.194	1,565.948	1,506.234	1,453.565	1,446.301	1,440.100	1,394.862	1,365.322	1,396.008
山形県	1,786.540	1,767.523	1,753.036	1,727.029	1,736.776	1,745.889	1,728.588	1,686.295	1,601.769	1,593.833
福島県	1,760.245	1,704.480	1,672.050	1,688.571	1,696.033	1,687.352	1,680.611	1,677.115	1,630.757	1,627.932
茨城県	2,021.029	1,924.602	1,894.493	1,937.287	1,918.419	1,904.404	1,946.175	1,963.376	1,847.577	1,872.808
栃木県	2,175.609	2,111.342	2,113.194	2,160.764	2,067.194	2,100.960	2,081.523	2,050.753	1,978.219	2,006.646
群馬県	1,980.032	1,939.114	1,930.755	1,919.372	1,877.977	1,866.445	1,927.682	1,911.181	1,749.407	1,770.467
埼玉県	2,173.463	2,169.185	2,143.099	2,141.047	2,120.221	2,115.475	2,145.099	2,165.760	2,100.533	2,094.740
千葉県	2,129.664	2,128.835	2,071.610	2,068.789	2,066.547	2,039.335	2,047.723	2,047.489	1,995.927	1,939.468
東京都	2,870.441	2,868.773	2,809.802	2,754.679	2,671.545	2,681.075	2,781.767	2,815.448	2,706.302	2,638.776
神奈川県	2,552.815	2,525.371	2,493.448	2,472.297	2,398.947	2,382.887	2,393.475	2,354.645	2,212.134	2,199.513
新潟県	1,965.658	1,902.377	1,847.398	1,836.626	1,828.267	1,848.944	1,854.135	1,827.872	1,721.387	1,740.404
富山県	2,145.918	2,105.684	2,088.130	2,044.657	2,060.642	2,035.776	2,008.037	2,019.827	1,889.347	1,916.481
石川県	2,090.102	1,998.367	1,907.551	1,890.835	1,911.987	1,912.881	1,910.159	1,866.855	1,731.481	1,694.344
福井県	1,967.942	1,940.824	1,875.094	1,864.575	1,840.574	1,824.174	1,823.950	1,826.253	1,783.716	1,772.989
山梨県	1,993.488	1,978.713	1,951.765	1,909.736	1,902.289	1,916.249	1,920.064	1,894.218	1,797.104	1,798.767
長野県	2,058.658	1,962.753	1,959.219	1,973.324	1,977.891	1,967.818	1,983.910	1,964.488	1,865.626	1,878.553
岐阜県	2,028.057	1,962.499	1,921.714	1,904.888	1,843.433	1,847.649	1,873.775	1,848.333	1,779.750	1,811.985
静岡県	2,253.207	2,170.194	2,105.251	2,082.218	2,074.582	2,062.180	2,053.985	2,086.850	1,926.807	1,937.297
愛知県	2,434.765	2,393.348	2,327.685	2,339.516	2,356.163	2,372.488	2,424.187	2,393.919	2,292.960	2,291.822
三重県	2,029.871	2,024.873	1,988.595	1,959.318	2,005.208	2,044.235	2,051.813	2,029.688	1,923.027	1,875.851
滋賀県	2,120.566	2,017.651	1,962.762	1,974.849	1,930.167	1,947.765	1,953.993	1,911.070	1,823.105	1,828.634
京都府	1,960.390	1,906.562	1,883.433	1,875.784	1,894.492	1,903.892	1,882.174	1,815.221	1,698.662	1,702.253
大阪府	2,341.929	2,339.869	2,231.791	2,276.452	2,156.311	2,184.726	2,131.984	2,097.438	2,021.736	1,979.657
兵庫県	2,032.800	2,008.609	1,992.950	1,935.584	1,914.817	1,965.964	1,991.082	1,970.366	1,922.017	1,900.628
奈良県	2,107.983	2,074.616	2,052.012	2,002.905	2,047.816	2,053.994	2,015.100	1,936.791	1,828.121	1,821.178
和歌山県	1,637.965	1,664.565	1,625.439	1,582.428	1,530.189	1,521.607	1,519.054	1,524.818	1,492.689	1,477.809
鳥取県	1,900.201	1,814.676	1,811.345	1,775.530	1,688.517	1,674.873	1,646.411	1,628.203	1,600.257	1,589.409
島根県	1,801.646	1,794.573	1,762.709	1,750.770	1,683.530	1,714.187	1,701.281	1,682.824	1,661.393	1,671.593
岡山県	1,964.577	1,895.098	1,877.371	1,834.529	1,852.702	1,908.584	1,894.084	1,901.575	1,819.967	1,777.996
広島県	2,241.435	2,158.445	2,079.031	2,051.089	2,046.885	2,049.169	2,045.471	2,030.532	1,916.720	1,924.503
山口県	1,962.836	1,951.830	1,897.114	1,860.434	1,849.027	1,853.629	1,850.665	1,824.799	1,753.117	1,758.073
徳島県	1,736.511	1,714.583	1,686.938	1,652.321	1,633.990	1,634.629	1,623.508	1,602.409	1,574.881	1,578.492
香川県	1,985.841	1,943.781	1,900.735	1,957.841	1,976.412	1,986.915	1,943.588	1,926.306	1,844.582	1,832.860
愛媛県	1,673.003	1,614.978	1,612.030	1,608.159	1,605.515	1,625.502	1,625.332	1,590.321	1,523.581	1,544.662
高知県	1,687.940	1,634.958	1,560.545	1,582.525	1,542.220	1,468.932	1,499.192	1,474.516	1,437.005	1,470.721
福岡県	1,911.638	1,885.572	1,846.398	1,800.858	1,839.558	1,884.670	1,876.927	1,875.480	1,830.974	1,808.408
佐賀県	1,683.494	1,662.745	1,611.403	1,587.285	1,537.016	1,532.076	1,520.491	1,469.500	1,330.967	1,322.408
長崎県	1,639.621	1,559.155	1,522.248	1,498.147	1,477.487	1,475.766	1,499.304	1,508.988	1,533.234	1,535.467
熊本県	1,705.625	1,673.799	1,579.053	1,573.295	1,558.028	1,563.362	1,568.901	1,585.778	1,540.700	1,543.488
大分県	1,822.792	1,800.482	1,736.967	1,734.792	1,726.217	1,731.302	1,743.035	1,734.206	1,658.307	1,664.947
宮崎県	1,676.199	1,627.976	1,595.782	1,538.269	1,492.267	1,513.468	1,526.750	1,494.858	1,465.824	1,446.660
鹿児島県	1,607.369	1,575.194	1,539.492	1,512.674	1,471.159	1,489.208	1,536.719	1,510.785	1,497.159	1,505.605
沖縄県	1,374.339	1,432.714	1,354.899	1,312.307	1,304.655	1,328.633	1,335.815	1,344.475	1,347.051	1,327.714

資料出所：『県民経済計算』に基づき筆者作成

たとえば表3に示した1人当たり県民雇用者報酬、すなわち県民雇用者報酬をその都道府県の人口で除算することにより求めた値を見れば、上で述べた内容をある程度説明することができる。これは「県内」概念である県内総生産では各県において生産された額が示されている一方で、「県民」概念である県民雇用者報酬では、当該都道府県に居住する者の得た雇用者報酬の額が示されているためである。県民1人当たり総生産額を比較すると多

少順位の変動はあるものの、埼玉県・千葉県・神奈川県といった東京都の周辺地域、あるいは京都府・兵庫県・奈良県といった大阪府の周辺地域において、1人当たり県民雇用者報酬は比較的高い値を示している。すなわち、上記のとおり、これらの地域に居住している者が東京都や大阪府といった地域で雇用者となっているであろうと考えられる。

また、1人当たり県民雇用者報酬を見ると、特に九州地方の値の低さが目立つ。1人当たり県内総生産においても比較的值の低い県が多く見られる九州地方であったが、1人当たり県民雇用者所得についても低い値である。すなわち上に挙げた大都市の周辺地域に見られるような状況とは異なり、通勤等による移動とは関係なく、生産額の低さが雇用者報酬の低さに直結しているという状況である。

2. 高齢者の就業率に及ぼす要因の現状把握と分析

それでは、地域の高齢者就業には、どのような要因が影響しているのだろうか。高齢者の就業に影響を及ぼす労働供給側の要因としては、欧米の多く研究（例えば Wise, et al (1992, 1994, 2001, 2004)等）を踏まえながら進められてきた我が国の研究でも、年齢や健康、教育程度、年金の受給資格、企業年金の影響、引退時点の年金給付額の割引現在価値（年金給付のオプションプライス）等が指摘されている（清家(1993)、金子・高橋(1997)、清家・山田(2004)、大石・小塩(2003)、濱秋・野口, (2010)）。但し、これらの要因は、年齢を除けば、高齢者に限定して地域（都道府県）別の情報を得ることは簡単ではない。また、日本の公的年金制度は全国一律に設計されているので、制度的には都道府県ごとに年金の受給資格に差異があるわけではない。

高齢者就業の地域差という観点からは、労働需要側の要因のほうがより重要かもしれない。一つの考えられる要因は、地域ごとの産業構造である。従事する産業によって、高齢期就業機会が異なってくることが予想される。例えば、農林水産業のように基本的に定年が無いと考えられる産業（第一次産業）に従事する者の割合が高い地域では、高齢者の就業率は高くなるかもしれない。もう一つの要因として考えられるのは、上記の点とも関連するが、就業者の雇用形態（就業形態）である。正規雇用での就業機会が多い地域では、就業率が高くなることが考えられる。特に女性では、その地域での正規雇用での就業機会の多寡が就業率に影響することが知られているが（Abe, 2012）、同じことが高齢者についても当てはまるかもしれない。但し、高齢者では、非正規雇用のような柔軟な就業機会のほうが、逆に就業率を高める可能性もある。以上に加え、当然、その地域全体の労働市場の逼迫状況も影響して来ることが予想される。

以上を踏まえたうえで、都道府県ごとの高齢者の就業率に影響する要因を探るために、次の2つの式を推計した（添字の i は都道府県を、 t は時点を表し、また括弧内は年齢層を示している）。

$$LFP(65-)_{it} = a_0 + a_1 * Elderly75_{it} + a_2 * JAR_{it} + a_3 * AGR_{it} + a_4 * SRV_{it} + a_5 * NRG_{it} + v_i + u_{it}, \quad (1)$$

$$LFP(65-69)_{it} = b_0 + b_1 * JAR_{it} + b_2 * AGR(60-64)_{it-5} + b_3 * SRV(60-64)_{it-5} + b_4 * NRG(60-64)_{it-5} + v_i + u_{it}. \quad (2)$$

[*LFP* ; 高齢者就業率, *Elderly75* ; 65 歳以上人口に占める後期高齢者の割合, *JAR* ; 有効求人倍率 (各年 9 月の原数値), *AGR* ; 第一次産業従業者割合, *SRV* ; 第三次産業従業者割合, *NRG* ; (全就業者に占める) 非正規雇用者割合]

推定は、最小二乗法 (OLS) とパネル推定 (固定効果モデル, 攪乱効果モデル) によって行った。データは、有効求人倍率のみ厚生労働省「職業安定業務統計」より取得し、それ以外は全て総務省「就業構造基本調査」より得た。

C. 結果

1. 全国平均との比較でみた各地域の生産額と所得額の特性

全国平均と比較して、各地域の生産額や所得額がどのようになっているかについても見てみることにしよう。表 4 では県内総生産額の値と国内総生産額の都道府県平均(国内総生産額を 47 で割った単純平均)の値との差額を示している。これを見ると、ほとんどの県では平均額を下回っていることがわかる。すなわち、東京・大阪・名古屋といった 3 大都市圏とその周辺地域においては平均を上回る生産額の値となる一方で、それ以外の地域は一部の例外を除けば軒並み全国平均を下回る値であり、3 大都市圏の産業に大きく依存している構造がわかる。九州地方では福岡県のみ平均額を上回っているが、その上回る幅は大都市圏と比較すると小さく、周辺の県に波及する影響もわずかなものにとどまっていると考えられる。

2. 高齢者就業の地域特性

2012 年における都道府県ごとの 65 歳以上の就業率の傾向を観察すると、男性では、長野県、東京都、山梨県、島根県といった都道府県で高く、女性では、長野県に加え、岐阜県、愛知県、福井県、高知県といった都道府県で高い傾向が見られた。しかし、これらは各地域の労働需要を反映した結果なのかもしれない。そこで、現役層 (15-64 歳) の就業率に対する 65 歳以上の就業率の割合 (以下、相対就業率) を見たところ、男性では、長野県や山梨県を始めとする中部地方と島根県などで相対就業率が高く、絶対値での就業率の傾向と概ね違いなかった (図 1-a)。

また、女性でも、長野県を始めとする中部地方で相対就業率が高く、こちらも絶対値で見た就業率と同様の傾向を示した (図 1-b)。尚、他の年でも同様に、中部地方で高齢者の高い就業率が確認された。

図 1-a 65 歳以上の相対就業率 [65 歳以上就業率 / 15-64 歳就業率]
(男性)

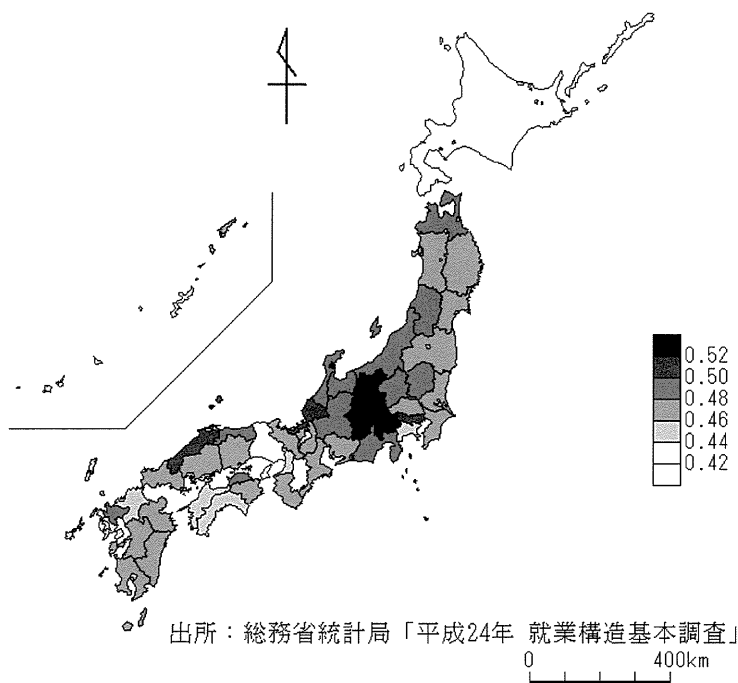
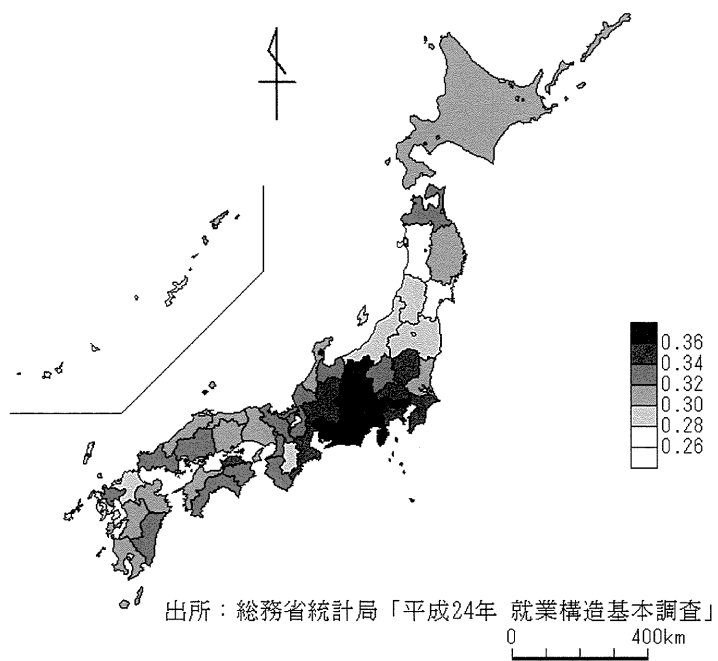


図 1-b 65 歳以上の相対就業率 [65 歳以上就業率 / 15-64 歳就業率]
(女性)



高齢者の就業率を規定する要因について推定した結果を示したのが表 4-a と表 4-b である。まず、表 4-a より、男性でも女性でも 65 以上人口に占める後期高齢者（75 歳以上）の割合が低いほど、有効求人倍率が高いほど、高齢者の就業率が有意に高くなる傾向が見られた。また、県内の第一次産業従事者割合が高まると高齢者就業率が高くなり、逆に、第三次産業従事者割合が高まると高齢者就業率が低くなる傾向が見られた。但し、モデルによっては有意でない場合もあった。一方で、県内の就業者に占める非正規雇用者の割合は、いずれの場合も高齢者の就業率に対して有意な影響を与えていなかった。以上は、各県の個別効果をコントロールしたうえでの結果である。従って、県民性等の観察され得ない傾向が各県に存在したとしても、上記のような要因が高齢者の就業率に影響を与えていることが窺える。

表 4-a 65 歳以上の就業率の規定要因

被説明変数:65歳以上就業率	男性			女性		
	係数	係数	係数	係数	係数	係数
後期高齢者割合	-0.1362 (0.1276)	-0.4037 *** (0.1447)	-0.2822 ** (0.1185)	-0.1995 ** (0.0830)	-0.0678 (0.0735)	-0.1290 ** (0.0610)
有効求人倍率	0.0691 *** (0.0136)	0.0303 *** (0.0087)	0.0407 *** (0.0083)	0.0478 *** (0.0104)	0.0162 *** (0.0049)	0.0203 *** (0.0049)
第一次産業従事者割合	-0.0218 (0.1146)	0.7440 *** (0.2666)	0.0840 (0.1244)	0.2374 ** (0.0911)	0.6602 *** (0.1643)	0.2645 *** (0.0984)
第三次産業従事者割合	-0.1196 ** (0.0600)	-0.1369 (0.1294)	-0.1943 *** (0.0737)	-0.1351 ** (0.0565)	-0.0543 (0.0794)	-0.1462 ** (0.0588)
非正規雇用者割合	-0.2009 (0.1837)	0.1159 (0.1844)	-0.1033 (0.1592)	-0.0774 (0.0608)	-0.0151 (0.0595)	-0.0327 (0.0514)
定数項	0.5151 *** (0.0530)	0.5335 *** (0.0882)	0.5963 *** (0.0562)	0.3672 *** (0.0675)	0.2244 *** (0.0657)	0.3453 *** (0.0514)
年ダミー	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
モデル	最小二乗法	固定効果	攪乱効果	最小二乗法	固定効果	攪乱効果
N. Obs.				141		
N. Grps.				47		

* <0.1 , ** <0.05 , *** <0.01 . 下段括弧内は標準誤差. ハウスマン検定の結果, 採択されたモデルを網掛けしている.

資料出所：筆者推定

一方、表 4-b は、65-69 歳に絞って就業率の規定要因を見たものである。説明変数の産業別の従事者割合や非正規雇用者割合は 5 年前の 60-64 歳層におけるものを用いた。こうすることで、高齢者就業が、高齢期に入る前に従事していた産業や就いていた雇用形態に依存しているのかどうかを確認することができる。いわばコホートで見た分析とも言える。この結果表から、60-64 歳時における第三次産業従事者割合が高まると 65-69 歳時の高齢者就業率が低くなる一方で、5 年前の非正規雇用者割合はなんの影響も及ぼしていないことが再び確認された。就いていた産業によって高齢期の就業機会は異なって来るようである。

表 4-b 65-69 歳の就業率の規定要因

被説明変数: 60-64歳就業率	男性			女性		
	係数	係数	係数	係数	係数	係数
有効求人倍率	0.0820 *** (0.0186)	0.0626 *** (0.0203)	0.0742 *** (0.0155)	0.0536 *** (0.0170)	0.0060 (0.0191)	0.0292 ** (0.0133)
第一次産業従事者割合 (60-64歳) [t-5]	-0.1212 (0.1155)	0.0097 (0.2006)	-0.1024 (0.1097)	0.2142 ** (0.1072)	0.1433 (0.1439)	0.1017 (0.0931)
第三次産業従事者割合 (60-64歳) [t-5]	-0.3555 *** (0.0988)	-0.2456 (0.1950)	-0.3476 *** (0.0995)	-0.3030 *** (0.0978)	-0.2362 (0.1707)	-0.3348 *** (0.0954)
非正規雇用者割合 (60-64歳) [t-5]	-0.0917 (0.1143)	-0.0859 (0.1396)	-0.0703 (0.1047)	0.1154 (0.0957)	-0.0463 (0.0736)	-0.0047 (0.0678)
定数項	0.6652 *** (0.0875)	0.5956 *** (0.1162)	0.6488 *** (0.0787)	0.3600 *** (0.0869)	0.4146 *** (0.0927)	0.4412 *** (0.0587)
年ダミー	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
モデル	最小二乗法	固定効果	攪乱効果	最小二乗法	固定効果	攪乱効果
N. Obs.				94		
N. Grps.				47		

*<0.1, **<0.05, ***<0.01. 下段括弧内は標準誤差. ハウスマン検定の結果, 採択されたモデルを網掛けしている.

資料出所: 筆者推定

D. 考察およびE. 結論

県民経済計算に基づいて、県の県内総生産の値について、上位・下位それぞれ 5 県の推移をみると、人口規模に比例して総生産額の順位が決定されていることがわかる。その一方で、1 人当たり県内総生産の値は人口規模以外にも生産活動と居住地との関係が影響し地域格差が生じるが、その格差は近年縮小傾向が見られる。県内総生産額の値と国内総生産額の都道府県平均(国内総生産額を 47 で割った単純平均)の値との差額をみると、東京・大阪・名古屋といった 3 大都市圏とその周辺地域においては平均を上回る生産額の値となる一方で、それ以外の地域は一部の例外を除けば軒並み全国平均を下回る値であり、3 大都市圏の産業に大きく依存している構造がわかる。このように生産活動とその分配(賃金・給与等の雇用者報酬)には、人口規模、産業集中、生産活動と居住地の差などの要因により格差が見られる。

このような地域差のある経済状況の下で、高齢者の就業についてみると、高齢者の就業には、観察され得ない各県固有の要因を除去したうえでも、地域の産業構造が有意に影響を及ぼしていることがわかった。このことは、今後の地域の高齢労働力(や介護)の状況は、各地域における産業構造の動向にも依存しうることを示唆する。とは言え、本分析に用いたサンプルでは、高齢者就業率の差異は、各県内で生じた変動に依るよりも、県間の変動に依るほうが圧倒的に大きかったことも事実である。パネル推定による本分析の結果は一定程度頑健であると考えられるが、本稿の分析に用いた変数は極めて限られていることもあり、地域の高齢者就業を規定するその他の要因について更なる検討を必要とするとは言うまでもない。

【引用文献】

1. Wise, D(1992) Topics in the Economics of Aging(University of Chicago Press) , 1992 (editor).
2. 清家篤(1993)『高齢化社会の労働市場—就業行動と公的年金』東洋経済新報社
3. Wise, D(1994) Studies in the Economics of Aging(University of Chicago Press)

4. 金子能宏・高橋桂子(1997)「企業年金の普及と高年齢者の就業・引退行動」『季刊社会保障研究』第33巻第2号
5. Wise, D, and T.Tachibanaki(2001) *Aging Issues in the United States and Japan*(University of Chicago Press)
6. 小塩隆士・大石亜希子(2003)「年金改革の財政的帰結－高齢者の就業・引退選択を考慮したマイクロ・シミュレーション－」『季刊社会保障研究』第39巻第3号
7. Wise, D, and J,Gruber eds.(2004)*Social Security and Retirement around the World: Micro-Estimation*(University of Chicago Press)
8. 清家篤・山田篤裕 (2004)『高齢者就業の経済学』日本経済新聞社
9. 濱秋純哉・野口晴子(2010)「中高年齢者の健康状態と労働参加」『日本労働研究雑誌』No.601
3. Abe, Y., (2012) “Regional variations in labor force behavior of women in Japan,”
mimeo

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

なし

H. 知的所有権の出願・登録状況

なし

厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）

「都市と地方における地域包括ケア提供体制の在り方に関する総合的研究」

平成 25 年度分担研究報告書

地域包括支援制度の地方財政と介護保険財政に及ぼす効果

研究分担者 金子能宏（国立社会保障・人口問題研究所 社会保障基礎理論研究部部長）

【研究要旨】

地域包括ケアを推進するうえでその財政的基盤となる介護保険財政の持続可能性を検討することは、重要である。介護保険を支える財源は、利用者負担と公的財源とからなり、公的財源の構成は社会保険料収入、公費負担（国、都道府県、市町村）からなる。高齢化の進展に伴い給付費が伸びる傾向の下で、高齢者の負担が過度にならないようにするためには、一方では給付の伸びを抑制しながら、他方では介護保険の財政を健全に保ちながら保険料水準の上昇を抑制する工夫が必要である。介護保険料の水準は、3年に一回、介護保険の収支と特別会計の状況を踏まえて見直しが行われる。介護保険の特別会計には介護給付費準備基金があり、これに余剰がある（ない）場合には次期の保険料水準は引き上げが抑制できる（できなくなる）。

本研究では、高齢者の生活水準（例えば可処分所得）に影響を及ぼす保険料の引き上げと関連する上記のような介護保険財政の仕組みとこれに公的負担を通じて連動している地方財政に着目して、都道府県別の公的統計を利用して回帰分析を行い、考察する。

回帰分析から、介護給付費準備基金保有額の対前年変化率を被説明変数とする推定結果では、地域包括支援制度が始まった次期以降を示すダミー変数の係数はプラスで有意である結果が得られた。このことは、制度的に見ると、介護給付費準備基金保有額が増えると次期の保険料引き上げ幅が小さくなる可能性が高まるので、保険料負担による高齢者の可処分所得の減少が緩和され、高齢者の経済的厚生を上昇させる影響があると考えられる。また、公共経済学的にみると、地域包括支援制度が始まったことにより、自治体及び保険者が地域包括支援センターの活動や地域での介護・医療連携を通じて地域の介護給付に関連する情報がより多く得られるようになり、介護サービス受給者と保険者・自治体との間の情報の非対称性が縮小して、より効率的な負担を自治体・保険者が設定することができるようになったと考えられる。

以上のように、地域包括ケアを理念とする地域包括支援制度の導入は、地方財政の効率性と高齢者の（将来的な保険料負担の緩和と可処分所得上昇の可能性）を通じて、好ましい経済的効果をもたらしていると考えられる。

A. 目的

地域包括ケアを推進するうえでその財政的基盤となる介護保険財政の持続可能性を検討することは、重要である。介護保険を支える財源は、利用者負担と公的財源とからなり、公的財源の構成は社会保険料収入、公費負担（国、都道府県、市町村）からなる。高齢化の進展に伴い給付費が伸びる傾向の下で、高齢者の負担が過度にならないようにするためには、一方では給付の伸

びを抑制しながら、他方では介護保険の財政を健全に保ちながら保険料水準の上昇を抑制する工夫が必要である。介護保険料の水準は、3年に一回、介護保険の収支と特別会計の状況を踏まえて見直しが行われる。介護保険の特別会計には介護給付費準備基金があり、これに余剰がある（ない）場合には次期の保険料水準は引き上げが抑制できる（できなくなる）。

本研究では、高齢者の生活水準（可処分所得）に影響を及ぼす介護保険料引き上げと関連する、上記のような介護保険財政の仕組みとこれに公的負担を通じて連動している地方財政に着目して、利用可能な都道府県別の公的統計を利用して回帰分析を行い、考察する。

B. 方法¹

1. 介護保険の給付費、介護保険料の現状把握

介護保険の被保険者数は、2011年度現在、65歳以上の被保険者（第1号被保険者）が2907万人、40歳から64歳の被保険者（第2号被保険者）が4263万人である。介護保険サービスを受けることが認定された人の数（認定者数）は、2010年現在、要支援者数が133万人、要介護者数が373万人、合計506万人である。要支援・要介護認定を受けた高齢者に介護サービスを提供する介護従事者数は、居宅サービス事業所の従事者数（パートタイマーもいるので従業者が全て常勤で働くと仮定した常勤換算推計値）は訪問介護系で16万3千人、通所介護系で19万9千9百人であり、介護保険施設の従事者数（常勤換算推計値）は51万8千人となっている（厚生労働省『平成20年介護サービス施設・事業所調査』）。その結果、2011年度『介護保険事業状況報告』によると、利用者負担を除く保険料と公的負担で賄う公的な介護給付費は前年度比5.1%増の7兆6298億円で、過去最高を更新した。

介護保険制度の介護費用総額は、（公費＋保険料＋利用者負担）で賄われている。このうち保険給付される部分の財源構成は、保険料負担と公費負担である。保険給付される財源構成の公費と被保険者保険料の比率は50%ずつである。そのため、介護保険の利用者が増えて介護にかかる費用が増えるほど、公費や保険料も増やす必要がある。実際、第1号被保険者（65歳以上の人）の保険料は3年ごとに改定される。保険料を支払わなければならない被保険者は40歳以上の人で、被保険者は年齢により第1号被保険者と第2号被保険者とに大別される。第1号被保険者（65歳以上の人）の保険料は19%、第2号被保険者（40歳以上65歳未満の人）の保険料は31%、第1号被保険者と第2号被保険者の負担割合は、それぞれの人口の比率で決まる。（市区町村により異なるが、2012年4月の改定では保険料は月5千円前後で、夫婦では月1万円となるため、限界に近いとも指摘されている。）

高齢化の進展に伴う介護給付費の増加傾向を反映して、改定のたびに保険料水準は引き上げられているが、一方で高齢化率に地域差があるため、保険料水準と引き上げ幅には都

¹ 分析方法を検討する上で、藤井麻由（社会保障基礎理論研究部研究員）から有益なコメントを頂いた。記して感謝申し上げます。なお、本研究の分析結果は筆者個人の見解であることを申し添えます。

道府県別に見ても差がある（表1を参照）。

表1 計画期間における都道府県別にみた保険料基準額（月額）

	保険料額(月額, (円))				
	第1期(H12～ H14)	第2期(H15～ H17)	第3期(H18～ H20)	第4期(H21～ H23)	第5期(H24～ H26)
北海道	3155	3514	3910	3984	4631
青森県	3256	4029	4781	4999	5491
岩手県	2868	3018	3686	3990	4851
宮城県	2697	3007	3648	3999	4896
秋田県	2940	3334	3988	4375	5338
山形県	2575	3107	3799	3902	4784
福島県	2378	2640	3496	3717	4705
茨城県	2393	2613	3461	3717	4528
栃木県	2579	2807	3549	3730	4409
群馬県	2743	3010	3980	3997	4893
埼玉県	2634	2859	3581	3722	4506
千葉県	2701	2872	3590	3696	4423
東京都	3056	3273	4102	4045	4992
神奈川県	2975	3124	3977	4106	4787
新潟県	2774	3347	4047	4450	5634
富山県	2921	3789	4461	4574	5513
石川県	2940	3753	4548	4635	5546
福井県	3161	3470	4128	4253	5266
山梨県	2354	2836	3616	3948	4910
長野県	2346	3072	3882	4039	4920
岐阜県	2675	2962	3819	3937	4749
静岡県	2845	2939	3590	3975	4714
愛知県	2737	2946	3993	3941	4768
三重県	2807	3090	4089	4189	5314
滋賀県	2695	3148	3837	3971	4796
京都府	2845	3562	4427	4332	5280
大阪府	3134	3480	4675	4588	5306
兵庫県	2708	3310	4306	4312	4982
奈良県	2859	3154	3957	4017	4592
和歌山県	2910	3527	4513	4625	5501
鳥取県	2891	3635	4321	4488	5420
島根県	2963	3461	4267	4274	5343
岡山県	3072	3658	4440	4469	5224
広島県	3040	3570	4444	4462	5411
山口県	2967	3617	4088	3996	4978
徳島県	3320	4251	4861	4854	5282
香川県	3078	3289	3812	4198	5195
愛媛県	2962	3546	4526	4626	5379
高知県	3141	3866	4453	4388	5021
福岡県	3050	3725	4584	4467	5165
佐賀県	3006	3666	4514	4338	5129
長崎県	3041	3573	4765	4721	5421
熊本県	2993	3800	4412	4357	5138
大分県	3192	3433	4216	4155	5351
宮崎県	3153	3637	4133	4150	5142
鹿児島県	3113	3814	4120	4172	4946
沖縄県	3618	4957	4875	4882	5880
全国平均	2911	3293	4090	4160	4972

資料出所：筆者作成。なお、第2期から第5期は、厚生労働省調査「第2期の介護保険料について」「第3期の介護保険料について」「第4期の介護保険料について」「第5期の介護保険料について」による。第1期は(有)ハヤカワプランニングの調査「表 都道府県別 市町村基準月額介護保険料の平均額の比較一覧表」による。

介護保険の公費負担は、国庫負担だけではなく「国+都道府県+市町村」から構成されている。国、都道府県、市町村の負担割合は、国 25%（介護保険施設にかかる費用の場合は、20%）、都道府県 12.5%（介護保険施設にかかる費用の場合は 17.5%）、市町村 12.5%である。国の負担 25%は、さらに二つに分かれる。国は、市町村に対し、原則と

して、介護給付及び予防給付に要する費用の 20%を負担する（この場合、都道府県の負担割合は 12.5%）。国は、介護保険の財政の調整を行うため、第 1 号被保険者の年齢階級別の分布状況、第 1 号被保険者の所得の分布状況等を考慮して、市町村に対して調整交付金として、さらに 5%を交付する（つまり、国は 20%+5%（調整交付金）で 25%の負担になる。）調整交付金は、各市町村間には、高齢化の程度や所得分布の状況により財政力に差があるため、これを調整するために国が 5%負担する。

2. 地方財政と介護保険財政における介護給付費準備基金と地域包括支援の役割

介護保険の給付費は、高齢化の進展に伴い前節でみたような増加傾向が見られるが、この傾向は一樣ではなく、都道府県別に見ても地域差が見られる。地方財政との関係で重要な 1 つの視点は、介護保険の公費負担が「国+都道府県+市町村」から構成されているため、公費負担を賄う地方財政が介護保険給付費に対してどの程度負担しているのかという点である。なぜならば、介護保険の給付費の伸びは、公費負担を通じて、都道府県財政に影響し、その影響が介護保険財源としての公費負担の変動をもたらし、それが将来の介護給付費の伸びに影響する可能性があるからである。

市町村は、介護保険に係る歳入及び歳出について特別会計を設けることとなっている。この特別会計の仕組みには、高齢化の進展の下での保険料設定と介護保険の持続可能性を維持するために次のような特徴がある。介護保険は、3 年間の計画期間ごとにその期間を通じて同一の保険料を、介護サービスの見込量に見合せて設定するという中期財政運営方式を採用している。高齢化の進展に伴い、介護給付費が増加傾向にあるため、介護保険が 3 年間で赤字化しないような水準に保険料を設定するため、計画期間の初年度は一定程度の剰余金が生ずることが多く、この剰余金を管理するために市町村は介護給付費準備基金（以下「準備基金」という。）を設けることができる。そして、介護給付費が見込みを下回るなどの場合は剰余金を準備基金に積み立て、反対に介護給付費が見込みを上回るなどの場合は、前年度以前に積み立てられた準備基金から必要額を取り崩し、計画期間の最終年度に剰余金がある場合には次期保険料の見込みに当たり準備基金を取り崩す仕組みとなっている。

このように多くの高齢者が要支援・要介護認定を受けて介護保険サービスを受けている状況で、とくに高齢化率の高い市町村では、介護保険給付の費用の増加が続き介護保険財政の持続可能性が危惧される状況が生じた。この問題に対処するため、2005 年に介護保険法の改正が行われた。これにより、要介護状態にならないように予防すること、地域包括支援センターを設けて地域により密着したサービスの提供を図ることなどが介護保険の枠組みの中で取り込まれることとなった。このような方針に従って、2006 年に、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関として地域包括支援センターが導入され、自治体（市町村）によって同センターが各地に設置され、普及していくようになった。

さらに、高齢者が住み慣れた地域に暮らしながら介護サービスを受けられるようにするため、地域包括支援センターを地域の 1 つの拠点としながら、地域の医療機関や行政のみ

ならず NPO などによる見守りなど介護に係わる多様なネットワークを介護保険で活用していく地域ケア整備構想が 2008 年に打ち出され、これに基づいて介護予防のための取り組みが市町村や地域の社会福祉協議会によって実施されることになった。

このような制度改革の介護保険財政への影響を公共経済学的にみると、介護保険の保険者である自治体に対して次のような影響が生じていると考えられる。予防に軸足を置いた政策転換が実施されたことにより、保険者である自治体に、団塊の世代が高齢者となる近い将来に介護保険財政の限界が来ることが広く認識されるようになった。また、このような限界に対して介護給付費の伸びを抑制するためには介護予防が重要であるが、予防が効果を表すには時間がかかるという懸念に対して、要介護状態になる前の要支援、要支援になる前のハイリスクグループ（特定高齢者）に継続的に対応するために地域包括支援センターと介護予防支援事業所の一体的運営がされるようになり、介護保険の保険者である自治体にとってハイリスクグループに関する情報量が、従来よりも改善されたと考えられる。

3. 回帰分析の方法

以上を踏まえたうえで、都道府県ごとの介護保険財政に関連する変数：介護保険支出対前年伸び率（Dexpenditure、括弧内は回帰式の変数の記号、以下同様）、介護サービス等諸費対前年伸び率（Dcareservice）、介護保険歳入歳出差引残額対前年伸び率（Dbalance）、介護保険歳入歳出差引額からの基金繰入額対前年伸び率（Dmtransferred）、介護給付費準備基金保有額対前年伸び率（Dprovidentfund）それぞれを被説明変数とし、以下の変数を説明変数とする回帰分析を行った。説明変数：後期高齢者人口（75 歳以上人口）の対前年変化率（Dpop75）、地域包括支援制度ダミー（地域包括支援制度が導入され地域法包括支援センターが始まった 2006 年以後を 1 とし、それ以前をゼロとするダミー変数：d2006）、税収に影響を及ぼすと考えられる県民経済計算の都道府県別 GDP の対前年変化率（Dgdp）、県民経済の活動に全国的に影響を及ぼしたと考えられるリーマンショックを示すダミー変数（2008 年 9 月のリーマンショックの影響が 2009 年に現れると想定し 2009 年以後を 1 とし、それ以前をゼロとするダミー変数：dLeman）。

推定した推計式は次の通りである（添字の i は都道府県を、 t は時点を示している）。

$$Dexpenditure_{it} = a_0 + a_1 * Dpop75_{it} + a_2 * Dgdp_{it} + a_3 * d2006_{it} + a_4 * dLeman_{it} + v_i + u_{it},$$

$$Dcareservice_{it} = a_0 + a_1 * Dpop75_{it} + a_2 * Dgdp_{it} + a_3 * d2006_{it} + a_4 * dLeman_{it} + v_i + u_{it},$$

$$Dbalance_{it} = a_0 + a_1 * Dpop75_{it} + a_2 * Dgdp_{it} + a_3 * d2006_{it} + a_4 * dLeman_{it} + v_i + u_{it},$$

$$Dmtransferred_{it} = a_0 + a_1 * Dpop75_{it} + a_2 * Dgdp_{it} + a_3 * d2006_{it} + a_4 * dLeman_{it} + v_i + u_{it},$$

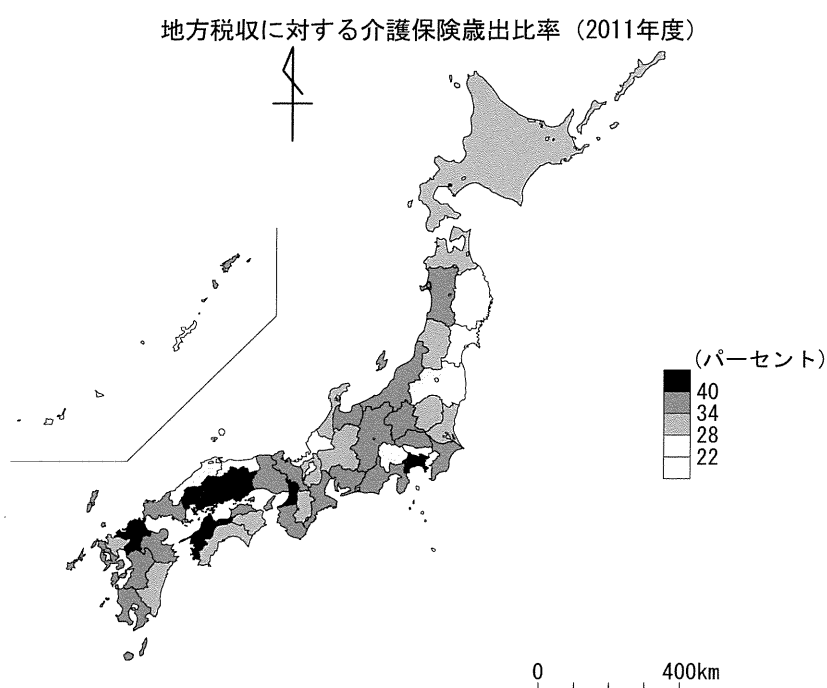
$$Dprovidentfund_{it} = a_0 + a_1 * Dpop75_{it} + a_2 * Dgdp_{it} + a_3 * d2006_{it} + a_4 * dLeman_{it} + v_i + u_{it},$$

推定は最小二乗法（OLS）とパネル推定（固定効果モデル、攪乱効果モデル）によって行った。データは、『介護保険事業状況報告』厚生労働省、『地方財政統計年報』、『県民経済計算』より得た。推定期間は 2001 年～2011 年の 12 年間である。

C. 結果

まず、分析方法の2節で述べた視点から、地方税収に対する介護保険歳出の比率を都道府県別に図示したのが、図1である。これから、幾つかの県では、すでに地方税収に対する介護保険給付の比率は40%以上になっており、赤字公債によらない相対的に自律性のある県の財政活動を維持しながら介護保険給付を支えていくことが、高齢化の進展に伴い今後難しくなる可能性があることが理解できる。

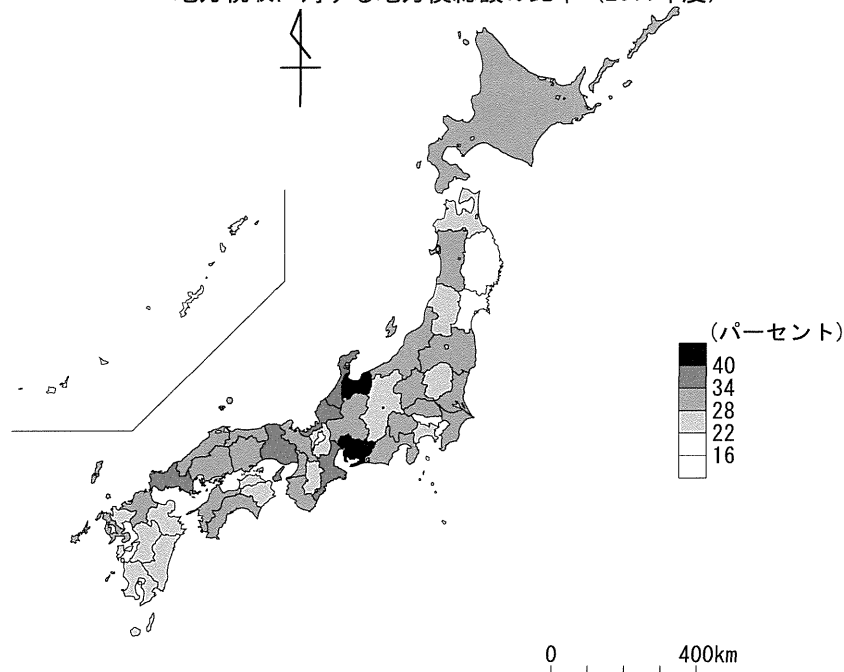
図1



資料出所：『介護保険事業状況報告』と『地方財政統計年報』より筆者作成。

実際、先行研究においても高齢化の進展に伴う地方財政の硬直化が指摘されている（内田(2002)等）。高齢化の進展に伴い、労働力人口や家族を形成し子育てを行うなど消費支出が増える世代が減少し、住民税や所得税や事業税の収入が減少する。その一方で、若年者よりも1人当たり医療費が数倍になる高齢者の人口が増え、医療給付費とその公費負担が増え、介護給付費とその公費負担が増えるため、地方政府（例えば都道府県）は財政赤字になる傾向があり、公債発行額も増加する可能性がある。このような可能性が現実の問題であることが、地域差はあるものの現実の問題であることが、地方税収に対する地方債総額（発行総額）を示した図2で理解することができる。

地方税収に対する地方債総額の比率（2011年度）



資料出所：『介護保険事業状況報告』と『地方財政統計年報』より筆者作成。

地方税収に対する地方債総額（発行額）の比率がすでに40%以上に達している県が複数あり、25%以上に達している県が都道府県の半数近くに達している。このような状況では、都道府県財政で公債償還が一義的になる部分の比重が増して、地方独自に財政負担をして介護サービス等の社会サービスを実施していく余地が小さくならざるを得ない。

したがって、高齢化の進展に伴い増加が予測されている介護給付費の伸びを適切な範囲にとどめ介護保険への公費負担の増加も適切に維持していくことは、地方税収に基づく地方財政の余力を高め伸縮的な地方財政運営が可能になる重要な条件になると考えられる。

次に、回帰分析の推定結果は、被説明変数ごとに順に示した表2～表6である。地域包括支援制度が始まったことの影響を、同制度実施以降の時期を示すダミー変数の係数で見ると、介護保険支出対前年伸び率と介護サービス等諸費対前年伸び率それぞれに対してマイナスで統計的に有意な結果となっている（表2、表3）。一方、介護保険歳入歳出差引額からの基金繰入額対前年伸び率に対しては、この係数は統計的に有意ではないがマイナスである（表4）。このことは、地域補償支援制度の導入は、介護保険支出とその中の介護サービス等諸費を抑制する効果をもたらしたが、その効果は介護保険財政収支を年々黒字が累積するほどの効果をもたらすものではないことを示唆している。

ただし、このような限界がみられるものの、地域包括支援制度の導入は、介護保険歳入歳出差引額からの基金繰入額対前年伸び率には統計的に有意ではないがプラスの影響をもたらした（表5）、介護給付費準備基金保有額対前年伸び率に対してはプラスで統計的に有意な影響をもたらしている（表6）。この結果は、介護保険財政に当初から公費負担が組み込

まれたことにより危惧された介護保険財政における「ソフトな予算制約」の問題に対して、地域包括支援制度の導入によって、2. 節で述べたような情報の非対称性が小さくなったことにより、保険者である自治体が基金準備金積立保有額を（対前年度変化率でみて）増加させるようになり、公費負担への依存を少なくするとともに次期介護保険料の引き上げが小さくなるような介護保険財政の運営を行う傾向が生じたことを示唆している。

表 2

被説明変数：介護保険支出 対前年伸び率	係数	係数	係数
75歳以上高齢者比率	-0.0231* (0.0107)	-0.0238* (0.0108)	-0.0231* (0.0107)
対前年GDP成長率	-0.119 (0.0768)	-0.128 (0.0791)	-0.119 (0.0768)
地域包括支援制度ダミー	-0.0507** (0.0048)	-0.0511** (0.0048)	-0.0507** (0.0048)
リーマンショックダミー	0.000771 (0.0059)	0.001 (0.0060)	0.000771 (0.0059)
定数項	0.0935** (0.0029)	0.0937** (0.0030)	0.0935** (0.0029)
モデル	最小二乗法	固定効果	撓乱効果
N. Obs	470		

資料出所：筆者推定

表 3

被説明変数：介護サービス 等諸費対前年伸び率	係数	係数	係数
75歳以上高齢者比率	-0.0278* (0.0117)	-0.0286* (0.0117)	-0.0278* (0.0117)
対前年GDP成長率	-0.339** (0.0841)	-0.357** (0.0860)	-0.339** (0.0841)
地域包括支援制度ダミー	-0.0851** (0.0053)	-0.0856** (0.0053)	-0.0851** (0.0053)
リーマンショックダミー	0.0445** (0.0065)	0.0448** (0.0065)	0.0445** (0.0065)
定数項	0.0948** (0.0032)	0.0949** (0.0032)	0.0948** (0.0032)
モデル	最小二乗法	固定効果	撓乱効果
N. Obs	470		

資料出所：筆者推定

表 4

被説明変数：介護保険歳入歳出 差引残額対前年伸び率	係数	係数	係数
75歳以上高齢者比率	0.972 (2.3950)	0.991 (2.3990)	0.973 (2.3910)
対前年GDP成長率	-15.26 (17.2000)	-14.54 (17.6000)	-15.24 (17.1800)
地域包括支援制度ダミー	-0.597 (1.0730)	-0.594 (1.0750)	-0.597 (1.0710)
リーマンショックダミー	-0.475 (1.3240)	-0.475 (1.3260)	-0.475 (1.3220)
定数項	0.477 (0.6580)	0.48 (0.6590)	0.477 (0.6630)
モデル	最小二乗法	固定効果	攪乱効果
N. Obs	470		

資料出所：筆者推定

表 5

被説明変数：歳入歳出差引額か らの基金繰入額対前年伸び率	係数	係数	係数
75歳以上高齢者比率	1.689 (2.0820)	1.656 (2.0500)	1.68 (2.0470)
対前年GDP成長率	-1.297 (14.9500)	-3.409 (15.0400)	-1.832 (14.7800)
地域包括支援制度ダミー	1.173 (0.9330)	1.168 (0.9190)	1.172 (0.9170)
リーマンショックダミー	-0.831 (1.1510)	-0.834 (1.1330)	-0.831 (1.1310)
定数項	-1.312* (0.5720)	-1.323* (0.5630)	-1.315* (0.6080)
N. Obs	-0.563		

資料出所：筆者推定

表 6

被説明変数：介護給付費準備基 金保有額対前年伸び率	係数	係数	係数
75歳以上高齢者比率	-0.0842 (0.1200)	-0.0886 (0.1230)	-0.0842 (0.1200)
対前年GDP成長率	0.0376 (0.8590)	0.321 (0.8990)	0.0376 (0.8590)
地域包括支援制度ダミー	0.273** (0.0536)	0.268** (0.0549)	0.273** (0.0536)
リーマンショックダミー	-0.306** (0.0662)	-0.302** (0.0678)	-0.306** (0.0662)
定数項	0.0024 (0.0329)	0.00615 (0.0337)	0.0024 (0.0329)
モデル	最小二乗法	固定効果	攪乱効果
N. Obs	470		

資料出所：筆者推定

D. 考察およびE. 結論

回帰分析から、介護給付費準備基金保有額の対前年変化率を被説明変数とする推定結果では、地域包括支援制度の介護保険財政に及ぼす影響をみるための同制度が始まった時期以降を示すダミー変数の係数がプラスで有意であるという結果が得られた。このことは、地域包括支援制度が、この新しい仕組みには介護保険の保険者である自治体と利用者との間の情報の非対称性を改善する面があることを通じて、効率的な準備金積立てと介護保険料引き上げが小さくなることにより、保険者としての自治体の公費負担依存を抑制する（ソフトな予算制約の解消）とともに、介護保険料の引き上げが小さくなることによる高齢者の可処分所得水準ひいては生活水準の維持・向上が期待されると考えられる。

上記の回帰分析の結果は、都道府県別データに基づいており、サンプル数が必ずしも十分多くないこと、及び保険者である市町村の保険者行動を直接見る分析ではなく、市町村の行動が集まって形成される都道府県データでみた結果であることに留意する必要がある。このような留意点を踏まえた上で、上記の結果を制度論的に見ると、介護給付費準備基金保有額が増えると次期の保険料引き上げ幅が小さくなる可能性が高まるので、保険料負担による高齢者の可処分所得の減少が緩和され、高齢者の経済的厚生を上昇させる影響があると考えられる。また、公共経済学的にみると、地域包括支援制度が始まったことにより、自治体及び保険者が地域包括支援センターの活動や地域での介護・医療連携を通じて地域の介護給付に関連する情報がより多く得られるようになり、介護サービス受給者と保険者・自治体との間の情報の非対称性が縮小して、より効率的な負担を自治体・保険者が設定することができるようになったと考えられる。

以上のように、地域包括ケアを理念とする地域包括支援制度の導入は、地方財政の効率性と高齢者の（将来的な保険料負担の緩和と可処分所得上昇の可能性）を通じて、好ましい経済的効果をもたらしていると考えられる。

【引用文献】

内田和男(2002)「地域の高齢化と地方財政の硬直化」『経済学研究』北海道大学、第52巻第1号

田近栄治・菊池潤(2003)「介護保険財政の展開. 一居室介護給付増大の要因」『季刊社会保障研究』第39巻第2号

田近栄治・菊池潤(2004)「介護保険の総費用と生年別給付・負担比率の推計」『ファイナンシャルレビュー』財務総合政策研究所、通巻80号

中井英雄・斉藤真(2010)『新しい地方財政論』有斐閣

西村周三監修・国立社会保障・人口問題研究所編(2013)『地域包括ケアシステム―「住み慣れた地域で老いる」社会をめざして』慶應義塾大学出版会

F. 健康危険情報 なし

G. 研究発表 なし

H. 知的所有権の出願・登録状況 なし